

吹田市保育所等利用調整基準

制	定	平成18年10月31日
改	正	平成22年12月1日
改	正	平成26年11月6日
改	正	平成27年8月27日
改	正	平成28年4月1日
改	正	平成29年4月1日
改	正	平成30年4月1日
改	正	令和元年9月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により行う保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）の利用についての調整（以下「利用調整」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用調整基準)

第2条 児童福祉法第24条第3項の規定により行う保育所等の利用調整に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 利用調整は、次に掲げる支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子ども（同法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けた小学校就学前子どもに限る。）をいう。以下同じ。）の区分ごとに行うものとする。
 - ア 吹田市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年吹田市規則第51号）第4条第1号に規定する事由に該当する支給認定子ども
 - イ 同細則第4条第3項に規定する事由に該当する支給認定子ども
 - ウ ア及びイ以外の支給認定子ども
- (2) 利用調整は、支給認定子どもの保護者が利用を希望する保育所等ごとに行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 第1号アに掲げる支給認定子どもに係る利用調整は、吹田市発達支援保育実施要領（平成26年11月5日制定）に定める基準により行うものとする。
- (4) 第1号イに掲げる支給認定子どもに係る利用調整は、吹田市緊急保育実施要領に定める基準により行うものとする。
- (5) 第1号ウに掲げる支給認定子どもに係る利用調整は、別表に定める基準により算定した点数の大きい支給認定子どもから順次に行うものとする。
- (6) 本市以外の市町村に居住する支給認定子ども（当該市町村の子ども・子育て支援法第20条第1項の規定による認定を受けた支給認定子どもに限る。）については、本市の保育の需要に必ずるに足りる保育所等がある場合にのみ、保育所等（吹田市立の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所を除く。）の利用を認めるものとする。ただし、保護者が本市内の私立保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である本市以外の市町村に居住する支給認定子どもについては、本市の保育需要の多寡にかかわらず利用を認めるものとする。

この場合における利用調整は、第1号から前号までに掲げる基準により行う。

(利用の決定)

第3条 前条第1号アに掲げる支給認定子どもに係る保育所等の利用の決定は、吹田市発達支援保育実施要領に定めるところにより行うものとする。

2 前条第1号ウに掲げる支給認定子どもに係る保育所等の利用の決定については、次条に規定する会議を開き、決定するものとする。

(保育所等利用調整会議)

第4条 第2条第1号ウに掲げる支給認定子どもに係る保育所等の利用の決定を、適正かつ円滑に行うため、保育所等利用調整会議（以下「利用調整会議」という。）を置く。

2 利用調整会議は、保育幼稚園室長が指名する職員をもって構成する。

3 利用調整会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成19年度の入所選考から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成23年度の入所選考から適用する。

附 則

この要領は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成30年度の利用調整から適用する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、令和2年度の利用調整から適用する。